大田区雨水浸透施設設置助成のご案内

雨水浸透施設とは?

雨水浸透施設とは、浸透ますと浸透トレンチ管(穴あきの管)を地中に埋め、雨 どいで集められた雨水を地下に浸み込ませるものです。

河川への<u>雨水流入を軽減</u>したり、<u>地下水や環境への保全</u>に役立ちます。

【助成内容】

浸透ますや浸透トレンチ管を設置する場合

【助成額】

- ・標準工事費により算出した額とそれに係る消費税相当額の合計額
- ・設置工事に要した**実際の費用** を比較して**少額なもの** 助成限度額 1件につき40万円まで

※以下に設置する場合は助成対象外です。

- ・埋立て地等の浸透施設の設置が適さない場所
- ・大田区開発指導要綱の適用を受ける建築物



★★ 申請の流れ ★★

① 書類の提出

雨水浸透施設設置助成金交付申請書+雨水浸透施設配置図+雨水流出抑制計算書次の書類のいずれか1つ

- ・住民税納税証明書・住民税非課税証明書の写し
- ・身分証明書の写し(申請書の同意欄に同意する旨の署名・捺印をした場合)
- ・法人住民税納税証明書の写し
- 雨水浸透施設設置助成金交付決定通知書の交付

★ 雨水浸透施設の設置工事

② 書類の提出

完了届+雨水浸透施設完了配置図+工事精算調書+工事写真帳

- ○現場検査・書類審査
- ○雨水浸透施設設置助成金交付額確定通知書の交付

③ 書類の提出

雨水浸透施設設置助成金請求書+支払金口座振替依頼書

○ 助成金のお振込み



事業の詳細や必要書類は、 二次元コードから確認できます。

大田区まちづくり推進部建築調整課 地域道路整備担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 本庁舎7階 電話 5744-1308 FAX 5744-1558